

種 目	品 名	販売価格（税込）
① 腰掛便座	ポータブルトイレ	85,250円
② 自動排泄処理装置の交換可能部品 （専用パッド、洗浄液等及び専用パンツ、専用シート等は除く）	レシーバー部分	22,000円
③ 入浴補助用具 （入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）	・シャワーベンチ	30,000円
	・浴槽内いす	23,100円
	・バスボード	31,900円
	・浴槽手摺	30,800円
	・浴室すのこ	79,200円
	・浴槽内すのこ ・入浴介助ベルト	70,400円 8,800円
④ 簡易浴槽	簡易浴槽	71,280円
⑤ 移動用リフトのつり具の部分	シート	42,900円
⑥ スロープ ※	固定用スロープ	4,235円～ （長さによる）
⑦ 歩行器 ※	歩行器（歩行車を除く）	20,500円
⑧ 歩行補助つえ ※	単点杖（松葉づえを除く）及び 多点杖	6,800円～ （種類による）

- イ) 1つの種目について、複数の品名があり、代表的な商品の販売価格（目安）を記載しています。詳しくは別途パンフレット等をご確認ください。
- ロ) 支給基準限度額
要介護状態区分（要介護・要支援）に関わらず、管理期間（毎年4月1日から翌年3月31日）内で10万円と定められています。※分割して利用できます。
- ハ) 給付額
購入に要した費用のうち、支給限度基準額までの額の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割）が給付されます。（小数点以下切り捨て）
（例）10万円（購入費用）×0.9（保険給付率）＝9万円
ただし、保険料未納による「給付額減額」の場合は7割となります。
- ニ) 介護保険の給付範囲を超えた分や、給付対象外のサービスの購入費用については全額利用者の自己負担となります。

※福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行います。選択制の対象福祉用具は、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖となります。

- 1) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。
- 2) 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行います。
- 3) 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認します。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めます。（実費等を負担いただく場合があります。）

福祉用具に関するお問い合わせ

お客様お一人おひとりの気持ちに寄り添いながら、
住み慣れた自宅で安心・安全・快適な暮らしを、介護のプロが全力でサポートします。

スマリンケアライフ株式会社 介護ショップてとて

☎078-521-6582 月～金 9:00～17:30（土日祝・年末年始のぞく）